

291
19

皇

至

紀

伊

按

抄



2

三ノ木 八郎 宛

一ノ木 八郎 宛

二ノ木 八郎 宛

三ノ木 八郎 宛

四ノ木 八郎 宛

五ノ木 八郎 宛

六ノ木 八郎 宛

七ノ木 八郎 宛

八ノ木 八郎 宛

九ノ木 八郎 宛

十ノ木 八郎 宛

十一ノ木 八郎 宛

十二ノ木 八郎 宛

三ノ木

郵便便



十口佳村

中根七郎 宛

片久井村

田原庄

七口村

291
19
1

十四五回車の沿革
の沿革の沿革の沿革
の沿革の沿革の沿革
の沿革の沿革の沿革
の沿革の沿革の沿革
の沿革の沿革の沿革



緒言

本書の官幣社より村社迄の毛利宗義の著
本縣神社現在一覽 昭和十一年十二月一日現在
無格社の前記一覽表の中に他日之ヲ補はん
本書の原第一覽表の精査ヲ遂ケルニ至ルニ東寺崇禎二見の古座
所澤村の嶺神社、古座村の古座神社、河内神社、古座村の古座
山神社の脱不故、正確誤、無レ、謂レ難ク

伊達神社	春日神社	加太神社	宝来山神社	舟生神社	立神社	藤並神社	布崎神社	八幡神社	須奈神社	相賀八幡神社
十一	十一	四三	十三	十三	十三	十九	十一	十五	十九	十五
海草郡 有田村	海草郡 大野	海草郡 加太	伊都郡 笠日所	伊都郡 九度山所	有田郡 笠日所	有田郡 藤並村	日高郡 和野村	日高郡 布崎所	上野郡 上野村	伊都郡 相賀村

日神社	清吉神社	荒瀬神社	大室部比賣神社	東照宮	八幡神社	隅田八幡神社	須佐神社	八幡神社	岩出神社	海神社	藤白神社
四九	十一	七四	十二	四一	十一	十一	六四	十一	九三	十一	十一
西条郡 東田村	日高郡 串本	日高郡 那智所	海草郡 川永村	和歌山郡 和歌所	伊都郡 上野村	伊都郡 隅田村	有田郡 保田村	那智郡 那智村	岩出郡 岩出所	日高郡 池田村	海草郡 藤白村

名草神社	天神社	千種神社	永言神社	國主神社	稻荷神社	杉原神社	八幡神社	宇奈野神社	八幡神社	三神社	丹生神社
名草村	板橋村	重岩村	尾江南市	板橋里村	大崎村	大崎村	岡田	川崎田	尾原村	紀三河寺村 内系	直川村

舟倉神社	國主神社	吉礼注進神社	高皇神社	力侍神社	射文止神社	春日神社	八幡神社	八幡神社	宇奈野神社	三神社	八幡神社
舟倉村	多田	吉礼	三崎	川中村	古十谷村	板江村	大崎村	相子原村	大崎村	仁孫村	上河原村

川名神社	小倉村
春日神社	池田村 上庄谷
東寺神社	長田村 北志保
同市神社	島田
八幡神社	上田村
日吉神社	田中村 中田村
上岩出神社	上岩出村 大岩出村

丹生神社	上岩手村 名手町
八幡神社	西志保 寺堂
十三神社	下池田村
三和神社	安曇川村
大國主神社	中志保村 團生
産土神社	新河所
八幡神社	小川村 赤穂村
坂本神社	坂本村 西坂村
上小倉神社	小倉村 下三宅
船津八幡神社	岩出所
丹生神社	西志保村 西志保
丹生神社	岩谷至原 村長谷原

村頭國神社	宮原神社	國津神社	八幡神社	志賀八幡神社	丹生神社	瑞雲神社	石垣神社	生石神社	三大神社	稲荷神社
湯浅町	宮原村	田橋村	高尾村	上中津村	津木村	出所村	石垣村	五西月村	板屋村	中倉村

有田郡

一言主神社	皇威神社	八坂神社	若園神社	丹生神社	八幡神社	丹生神社				
山田村	九度山	上石津	高尾村	中園村	山好村	教良寺	富貴村			

日高郡	
村 八幡神社	衣倉村
宇佐八幡神社	由良村
王子神社	志野村
王子神社	比井村
蘇王神社	三宅村
菅原	菅原村
王子神社	北菅原
源法神社	南菅原
熊野神社	熊野村
王子神社	松原村
上野田神社	印川上村
八幡神社	川中村

岩倉神社	上岩倉村
八幡神社	八幡村
丹生神社	島津村
宇島神社	宇島村
生石神社	八幡村
城山神社	城山村
杉原神社	石原村

真妻神社	真尋村
八幡神社	岩代村
王子神社	西内原村
天宮神社	清川村
菅島神社	下山路村
王子神社	甲斐川村
御霊神社	比井原村
産湯八幡神社	比井原村
白旗神社	比井原村
皇太神社	東内原村
王子神社	比井原村
湯川神社	湯川村

八幡神社	山崎原村
八幡神社	岩代村
切目神社	比井原村
大蔵神社	比井原村
菅島神社	南寺村
八幡神社	切目山
八幡神社	久田村
八幡神社	井生村
八幡神社	井生村
船着神社	早稲村
八幡神社	早稲村
八幡神社	早稲村
天宮神社	早稲村

天満神社	田生村
大神社	田生村
春日神社	市海村
三河和神社	三葉村
豊和神社	下津村
川上神社	上津村
中山神社	佐木村
蛸通神社	蛸通村
有田神社	有田村
三豊神社	三豊村
八三和神社	田生村
富三橋神社	富三橋村

任吉神社	結川村
稻荷神社	東富田村
八幡神社	西富田村
五子神社	西富田村
日出神社	日出村
天岩神社	大岩村
川添神社	川添村
春日神社	江住村
八幡神社	和深村
清和神社	清和村
春日神社	富里村
近津神社	近津村

八池王子 <small>王稱</small>	○	泉外泉南郡池田村
九逆木王子	同	日根野郡王子村
丁貝田王子 <small>又准原</small>	同	准原村
二淺草川王子	○	麻生莊
三藪持王子	○	所不詳
三畑木新王子 <small>新胡本</small>	○	所不詳
四佐野王子	○	日根野郡田土村 <small>南街道</small>
五榎井王子 <small>榎井</small>	○	榎井村
六蔵戸王子 <small>又筆ノ</small>	○	同信達大畑代村
七一之瀬王子 <small>信達</small>	○	同信達大畑野村
八馬岡王子	同	岡村
九地藏堂王子	○	拜野産嶮

言字初目王子	同	山中村北
二八王子	同	山中村
三中山王子	○	同伊名草郡滝畑村
三山口王子	○	山口莊湯谷村
言川辺王子	○	川鍋村
言中村王子	○	和佐莊
言	(目前宮參詣)	
言和佐王子	○	和佐莊福宜村
言戸持王子	○	山東莊平尾村
言本ノ子王子	○	真瀬佐村
言松代王子	○	所不詳
言	○	海士郡大野中村

三 菅提房王子	○	紀伊海士郡大野左中村
三 後戸王子	○	...
三 藤白王子	○	藤代浦
三 五郎王子 <small>五所王子</small>	○	...
三 塔下王子	○	在左梅本
三 橋本王子	○	加茂村
三 所取王子 <small>相下王子 所取王子</small>	○	...
三 一臺王子	○	一臺村
三 甚板王子	○	有用郡甚板南村甚板烟村
三 山口王子	○	吉原道村甚板村
三 余尾王子	○	余尾左中苗余科上甚板
三 逆川王子	○	湯川左吉川村

三 津萬王子	○	井園村
三 法の世王子 <small>角津王子</small>	○	河津村
三 麻背香柳王子	○	同村
三 馬瀬王子	○	麻背山
三 六十八王子	○	同日宮郡系谷村
三 鍵掛王子	○	同村
三 高家王子	○	高家左甚板系村
三 捷王子 <small>内畑王子</small>	○	同村
三 善童子王子 <small>田藤次 王子</small>	○	下家安村
三 愛徳山王子 <small>シマ 王子</small>	○	安田左吉田村
三 九海士王子	○	八幡山甚板

五宮の王子	島新王	〇	北野日宮新小松原村
六名内王子		〇	谷田左名内村
七美入王子	藤原王	〇	北谷屋浦
八丸野王子		〇	上野左上路村
九岡の王子	津井王	〇	日 津井村
十吐王子		〇	印南中村
十一富の王子	イカガ王子	〇	日 光川村
十二切目王子	和歌守会	〇	日 切目村
十三中山王子		〇	日 豊田村
十四名代王子		〇	南部名代村
十五千里王子		〇	北道村
十六三鷗王子		〇	南部

十七芳養王子		〇	山子豊部下芳養村
十八出立王子		〇	田辺
十九安丹王子	秋津王	〇	下秋津村
二十丸王子		〇	萬呂村
二十一影身王子	三又山王子	〇	下三栖村
二十二八上王子		〇	小岡左岡村
二十三岩田王子	福至板王子	〇	岩田川
二十四瀬王子		〇	一瀬
二十五鮎川王子		〇	鮎川村
二十六瀧尻王子	和歌守会	〇	山崎村
二十七高原王子		〇	芝村
二十八寝王子	重光王子 下太峰	〇	芝村

元大門王子	○	伊予守家部十丈塚
分大坂本王子	○	十丈塚、杜家
二近善王子	○	近善村中
三北曾原王子	○	楠山坂
今梅櫻王子	○	野中村
谷中川王子	○	野中村
五小賣王子	○	日村、小賣境
六岩神王子	○	岩神峠、上
八湯川王子	○	道湯川村
六猪鼻王子	○	三越村
八蔭心門王子	○	
九木谷王子	○	蔭心門、十四五丁、下腹

湯川王子、
猪鼻王子、
蔭心門王子、
木谷王子、
在、

八伏摩王子	○	伏摩村
九後殿王子	○	本宮
三湯降王子	湯降	新宮、野地
高濱王子	中道又王子	湯津温泉、之、新宮、下
五佐野王子	数多リルキレ	三輪降、佐野、松原
六市野々王子	ち	和智
七多富気王子		和智山
追記田辺野一四、谷一四、王子、東、王子、ア、東王子、ア、東初		
王子トモ、イ、ウ、モ、九十九王子ノ中、入、レ、シ、然、ル、キ、ヤ、尚、考、フ、		
以、此、編、者、一、調、査、ス、ル、所、ナ、ル、ガ、其、後、言、也、直、一、博、士、ハ、左、如、ク、考、出、		
セ、リ		

撰津園 一久保津王子

二坂上王子

三神戶王子

○印ハ御書ニシテ、此ノアルシル也

紀伊國 四比前王子

五柏原王子

以前王子ノ編者、失念シテ柏原王子ノ編者、人ニ知ラサリシ所タリ、
ニラ上、九七ノ加フレ、百廿リナルナリ、
謄シ、滿ヤクイトイフカラ、過
剩ナル、控除スルカ又ハ後備トシテ後人ノ研究ニマカセ、
直シク、
ト与シマラフ

九十九王子ノ諸説

(毛利宗菴翁、皇室ノ紀伊 三九三 後叙)

熊野九十九王子ノ説、古来傳説スル所多ク、先々諸説ヲ考テ、
紀伊徳島土記ニシテ

熊野詣者、一尊ニアルレ、比、其道同ニ王子社トシテ、カ多クアリ、今俗

ノ九十九王子ノ社トシ、九十九ノ其ノ數、正レシ、何十社トシテ、詳ナ

ラズ、
孝聖ノ御書ニシテ、最ナルト陳セトアリ、
譯カ、
御

孝聖ノ見エシ、コレハ御書ノ御時道中ニシ、熊野ノ神ノ遠釋セサ

セ、
七、
元ヲ社トシ、
之ヲ用ヒラレ、
事々新

タニ社ヲ建テラレシモアリ、
紀伊ノ王子ト稱シ、地名ヲ陳シテ、
其王

子ト呼ボヤルヤリ、
按ズルニ、
崇多ノ上皇御書ノ頃、
未タ道

田ニ王子社アリシト見エ、
傳書法師ノ記ニ

考山本つて、
又小とす

トアレハ、牛師の本飲ノ王子ノ辺ニ多シ小社アリケンヲ 希幸死ニ
ナルサマニ見エス、今モ本飲王子ノ外ナキヲ思フハ、以前ハ
諸王子社、未社多ク、此所ニアリシマ、希幸或ニナリキ、追々ニ其
道路ニ移シ、肥リシ事ナラセシカレシ、サレハ白河法皇 希幸頃
ノヨリ專マ王子ノ説行ハレシ、道路ニ多ク建ツルコトナレシヤ
本居内遠ニ、石部、海鶴ニシ

王子ノ名目、元僧宗ヨリ言ヒサセシコトニシ、本社ノ内テ、若一王
子、アレヨシナルシ、之ヲ天照大神ナリトシ、ト何レノヨシモナキ梅ナリ、
九十九王子ナリ、古シ諺ニイフハ、唯數多キヲイフニシ、必ス言數ニア
ラズ、山城ヲ出マシテ、希幸、道路ニアヘナリ、皆臨幸、希幸
ヲ

所コトニ、終リ、熊野本社ヲカリ、梅シ、勸修寺ヨレシ、多シハ地
名ヲオキシ、其王子トシ、中ニ地名ナラスモ、イワカアノシ、
神祇神典ニシ

性古熊野街道ニ要地ニ祀レタリシモ、熊野希幸金匠、頃、
京ヨリ熊野ニシテ、隨所ニニマ置キタリ、言ハシ、未社ト梅セラレシ
モ、本宮ニ對シテ、被管ノ關係アリシモノト、必スシモ、熊ラサルモノ
トアリ、當時佛教意味、或ナリシ寺相ナリ、物語ノ道俗、
性邊ノ途次、深ク渴仰シ、熊野ニテ、隆昌ト共ニ、其信仰
又類シ、或ナルモノアリシカ、其後漸ク長瀬シテ、諸社王子ニ、或ハ
位置ノ変遷、所在ニ遷移、其ノヨリ、信ニ地名ニシ、其遺跡ヲ留
ムルニ至レリニシ

言地直一氏、熊野王子ニシ

熊野王子 コレモ傳説ニ因リテ起レルカ如シ、熊野三山ニ於
テモ所謂ニ所権現ニ次キ、王子ノ名ハ、佛語ニ童子ヨリ出レカト云、佛語ニ鳩
摩羅駄又ハ鳩摩羅浮多ト云語アリ、童子ト云ヤリ、我
邦ニテハ早クヨリ、大峯山蔵王権現、高野天野社ニ、十二王子アリ、
共ニ彼ハ、藥師如来ノ十二神將、不馬明王、ハ大童子、弁財天
ノ、ハ中童子ト因テ、ノ尾神ト云、
「延喜式」内載キ、日向王
子玉利王子ノ名見、同神名オ、神皇日御神社、玉利神社
トアリ、祭神ハ、明ナラサレモ、本社大明神ト行テ、本末、関係ヲ有
シタルモ、如ク、之レ亦尾神ノ意ナラレヤニ見ユ
是サキ、以テ熊野王子與リレカキ、本言器一王子ニ始メリレナ
シト云、若クハトシ、新宮ニ言器トテ、同シク、尾神ノ意ニ

ニシテ、只熊野ノ古来佛説ニ縁因強カトシテ、王子ノ名ニ呼ビテナ
ラシ、而シテ熊野ニ言器ノ道、佛説カシ、所謂九十九王子ノ節
本言ヲ、野祀セリヨリ、本社ノ言ヲ以テ、王子ト稱ヤレシ、特ニ言器
子ヲ、勸修羅セリヨリ、名ニ、非レシ、
九十九王子ハ、王朝末期ニ、藤白、菅原、切母、船名仲、淺
ノ尾、造等、發心門ノ七社ノ名見エタルカ、建仁ノ末ニ、院
六十一社ノ多キニ、遠シ、後次、其數ヲ増ヤルモ、如シ、是
等、與リレ、熊野ニ言器者、休熊野又ハ、遠村所トシテ、説ケラ
レタルナリシ、其外布、京嘉又、坂向、徳道、等、ハ、種種ヲ、事
トシ、又、坂向、野屋ヨリ、信者ヲ、領メ、泉外、入リ、海岸ニ、治メ、紀外
ニ、入リ、和音山、和音海、藤白、野原、田辺ヨリ、所謂、中辺路
ニ、入リ、本言器ニ、至リ、王子、名ニ、案ニ、案ニ、信者、連リ、行

行アレルニテ女朝... 鎌倉時代ノ初期ニ至ル、凡ソ三百年
 間ニシテ、當時ノ宮曲徑... 其身死ナリテマシテ、
 ルモノアリ、然レモ鎌倉時代ノ中期頃より漸ク、
 行幸ノ天皇ニシテ、弘治四年ノ森山天皇、女院ニシテ、
 ノ方輝門院ヲ以テ、
 カ、徳川氏ノ女ニ至リ、南統公ノ執事ナルヤ、
 ノネ、再々後興ハセルモノカカス、其後亦、
 事アリシ、既ニ廢絶シテ、
 論明ヤルモノ多クシニ

無事... 仁徳天皇、
 皇、は名又皇イマレモ、
 皇妃女院ノ行幸モ、

孝敏ノ始ニ多カリシ事... 上皇ノ瑞喜...
 フル所、稍詳シテ、
 資料ニシテ、
 皇、弘治四年一月ニ至リ、
 ヲテ、
 孝多法皇 一

白河上皇 一
 崇徳上皇 一
 後鳥羽上皇 二
 後嵯峨上皇 一
 崇徳院政時代ニシテ、
 上皇ノ御幸モ、
 皇ノ御幸モ、
 皇ノ御幸モ、

御幸ニ、イマモ、公卿殿上人等、供奉ニ、凡ソレハ、勿論、元永元年、
ノ如キ、徳有ハ百十ノ人、及ヒ、一日、糶料、十六石ニテハ、傳馬百九
ノ正、多キヲ要セリ、コノ米多敷、例ナレモ、外、廳官以上ノモノ、
四五ノ人ニ達セハ、普通ノコトニシテ、往還ニ、年月乃至、五月前後ヲ費ス
ヲ常トス、傳馬所、同シテ、石清水、天王寺等、社寺若シハ、別当
ノ御、然レハ、キモノ、外ハ、特ニ、コトヲ、説ケテ、臨時ニ、坐乳ヲ与ル、
ノ習、トシテ、或レ又、經卷ヲ要シ、外、舟車ノ備、並ヒ、途、中ハ、僧、天
王寺、住吉、日吉、國恩、酒願寺、伊太、神曾、若、沼道、ノ、社
寺、九十九王子ニ、拜スル、奉、經、卷、供、養、其、行、ハ、其、上、三
ノ、住、僧、ニ、僧、供、ヲ、引、カ、(一、中、以)、沼道、ノ、當、ノ、撰、洋、和、泉、經、行、
團司、ノ、家、初、ヨリ、整、頓、役、ヲ、始、メ、日、々、書、會、格、高、備、經、
伊、吉、田、日、吉、三、川、渡、船、若、シ、ハ、索、榜、設、備、其、重、又、石、也

務ヲ有シ、其他在ヨリ、糧料、傳馬、徵集、雜事、ノ、所、役
ニ、同、共、シ、(一、夜、會、備、ハ、供奉、傳、馬、及、ヒ、或、時、ハ、松、葉、草、
或、時、ハ、萱、草、三、回、飯、屋、ヲ、建、テ、一、行、ハ、右、内、ヲ、通、過、ス、間、應、
接、ノ、勞、ヲ、免、リ、又、都、友、少、カ、ラ、マ、苦、心、ヲ、由、業、多、ク、モ、如、ク、シ、
以、テ、其、感、佩、ヲ、想、像、ス、シ、今、御、幸、ノ、御、檢、程、ヲ、見、テ、又、也、
ハ、京都、ヨリ、本、宮、ニ、至、ル、間、凡、ソ、セ、七、二、里、之、ヲ、五、日、乃、至、十、五、日、行、
程、ニ、テ、テ、所、在、ヲ、當、敷、ヲ、置、キ、其、中、名、ノ、知、ラ、レ、モ、一、平、松、和、泉、
國、有、信、達、(一、上、案、外)、中、原、行、湯、球、小、松、原、切、部、目、辺、
滝、尻、近、新、湯、所、發、心、門、(一、上、知、外)、其、寺、ニ、テ、モ、イ、フ、レ、モ、書、會、
又、ハ、若、泊、所、リ、セ、ラ、レ、シ、カ、(一、上、案、外)、一、月、ス、ル、日、數、約、五、日、ニ、テ、其、
路、齋、ニ、十、八、日、餘、之、本、宮、京都、間、ヲ、在、ル、ト、キ、ハ、往、後、百、七、十
余、里、長、程、上、ノ、月、前、後、日、數、ヲ、要、セ、レ、シ、也、此、間、紀、泉、國、

境、峠、有田、日吉、原、東、西、寺、難、路、至、り、ま、ま、孝、意、を、盡、
し、馬、を、通、ら、せ、興、を、用、つ、た、ま、上、皇、の、御、身、ヲ、以、て、親、シ、シ、玉、告、
フ、運、ハ、ヤ、給、ヒ、シ、ト、ア、リ、サ、レ、ハ、後、白、河、法、皇、の、歴、秘、抄、に、

熊、野、の、孝、ら、ん、と、思、へ、と、し、か、ち、り、奉、れ、の、道、遠、し、後、れ、て、山、崎、に、
馬、を、奉、れ、の、苦、行、成、ら、ん、を、ら、り、り、奉、ら、ん、初、め、を、大、く、若、
王子

ト、ア、リ、又、曰、ク、

熊、野、の、孝、ら、ん、の、行、跡、を、何、方、路、ノ、ト、レ、述、ビ、歴、大、意、悲、ノ、
道、十、レ、レ、紀、跡、を、何、方、路、モ、遠、カ、ラ、ズ、ト、

以、テ、御、信、念、を、存、キ、テ、歎、ト、奉、ル、シ、シ、一、ニ、國、家、民、生、の、幸、福、ヲ、祈、
念、シ、給、フ、敬、意、ノ、ホ、ト、誠、に、畏、キ、事、ノ、極、ミ、ト、申、ス、レ、

數、多、キ、御、幸、ノ、申、ク、後、鳥、羽、上、皇、建、仁、元、年、第、四、回、御、幸、ヲ、

之家、御、記、述、セ、レ、モ、熊、野、九、十九、王、子、ヲ、御、查、ス、ル、事、有、力、ナ、レ、
資料、ト、ス、古、地、極、上、ニ、テ、御、幸、記、ヲ、基、ト、シ、山、崎、時、代、以、前、ノ、文、獻、
ニ、見、エ、シ、ム、順、次、集、録、レ、シ、標、本、四、社、如、泉、十、四、社、知、仁、七、
十、二、社、合、計、九、十、四、社、ヲ、列、舉、セ、リ、

九十九王子ト熊野

(毛利宗茂述 皇言紀傳 三九)

九十九王子ノ上野記(九十九王子御親)ノ如ク、櫻津久保津王子又ハ、赤部野
王子、始ヨリイフガ、又或説ニ、九十九王子ハ、京都東宮若王子社カラ始ニシテ
モ云、又或説ニ、和歌山ノ南、藤白坂ノ、藤白王子タリ、王子テ、ツレカラ熊野
ノ、向、九十九ノ王子カアラシ、佛説、説ク所、九十九ノ使、見思ニ、悉ク、煩悩
ヲ、道中テ消除スルノ、例ト云、又或熊野ニ、所、権現又ハ、十二所、権現ト、稱ス
ルノ、例、本地垂迹、説カラ、来シモノナリ

一 熊野本宮、證跡、説ク、本地ノ、所、御座、如、来

一 熊野本宮、中ノ、所、御座、ハ、佛、説ク、本地ノ、所、御座、如、来

一 熊野本宮、中ノ、所、御座、ハ、佛、説ク、本地ノ、所、御座、如、来、又ハ、説ク、五百

ノ、所、御座

一

一、見思二惑ノ何カ。天台四教修集註ヲ見ル。コノ書イテアルカ
 一、要ノ事物ニ對スル迷妄ニ十種アリヨリ。身見、邊見、見取見、戒取見、邪見、
 貪見、瞋見、癡見、慢見、疑見。之ヲ十種ノ見惑トシテ、又カ欲見、三
 一、十二、色見、二十八、善惡見、二十八、合セテ十八ノ見惑トス。
 一、欲見、人貪瞋癡慢ノ四種、迷妄カマテ。善惡ノ善惡見トシテ、今ノ國
 一、十種ノ三種ヲノ迷妄カマテ。四ノ十ニテ十種ノ見惑トシテ、思惑トシテ
 一、聖ノ對スル迷妄カマテ。身事善ノ善惡ハ十八ノ見惑トシテ、道理ニ對スル十
 一、後ノ思惑トシテ、使役セラレテカテ使ヒテ、又カ後ノ種々様々ノ罪惡ヲ造ルルコト
 一、之ヲ十八ノ見ノ見思ニ對シテ、今ノ國

一、此様ナリト事向家ノ稱ハカスル所ナリ。コノノ迷ノ又ガ、心マテ九十八ノ見ノ深悪
 一、ノ無常參禪ノ道中ニ有テ、三ノ所稱觀ノ淨土ニ、諸トシテ、善テ、又ハ故
 一、ニ古ノ一、度無常ノ參禪スル道者世以來、罪惡カ善ク減スルコトアリ、故ニ
 一、流ニ明ニテ、即無常ノ神聖ナリ。淨土ヲ、故ニ、無常參禪ノ
 一、五分相持ニ善ク、知向ノ水垢斷ヲ取ツテ、切目ヤ、田辺出之王子ノ、淨
 一、土、塩垢斷ヲ取ツテ、又ニ、栗栖川、淺尾、水垢斷、近藤村ノ、水垢斷、湯
 一、川ノ、湯垢斷、ナド、真心ヲコシテ、修業ヲセラレ、其他「日吉新地、屋ノ、積
 一、口三里打、鐘心ノ、積、ナド、道中各所ヲ、積口ヤ、水垢斷ヲ取ツテ、身心ヲ、清
 一、マ、三ノ山ノ、修業ヲセラレ、事々、大書ニ、見エテ、アケテ、
 一、以上ニ、所、ヨリ、佛法ノ、無常ノ、因、修、略、ホ、カ、ク、シ、ア、ラ、フ、無常ノ、
 一、心、善、佛、同、修、ノ、院、上、ノ、末、生、ノ、末、ヲ、所、シ、テ、
 一、所、探、ニ、本、地、垂、露、ノ、露、ガ、成、ニ
 一、レ、テ、所、シ、テ、何、故、ノ、人、ノ、心、ヲ、
 一、本、地、垂、露、カ、付、テ、是、ノ、イ、テ、ア、ル、カ、之、ヲ、
 一、
 一、

ト昔ニ研究シテ見タイト思フヲ云ハルル人ナリ九ノ子ハ九ノ使カモ来カニテモ何ッ
ガハルル熊野ニテ一里ノ大ニシテ其ノ味ハアノイロカキカキ之ニ眼レナイ又
人ハ熊野ニテ道中ノ途程新ニ格別ニ其ノ味モアノイロカキカキ之ニ眼
レナイ
元来四部神道ニ其ノ説ナリ云フモノハ極メテ後新ノ物事ヲ解釈シカカシカ
アツク 拙ニ書キテ見カレシムルニシテレバ理合ナク付ケテ 之ノ何カノ表ヲテ新ニ説ク
例ニテニ書キテ見カレシムルニシテレバ三ノ大ニテ三ノ大ニテ三ノ大ニテ三ノ大ニテ三ノ大ニテ
ク熊野ニシテ海陸ノ道ヲ行キテ其ノ味ハアノイロカキカキ之ニ眼レナイ又
レカキカキ之ニ眼レナイ又
レカキカキ之ニ眼レナイ又
レカキカキ之ニ眼レナイ又

義久ノ後 毛利宗隆公卿 皇室ニ依リニ四世
○義久ノ陰謀

義久ニシテ正月 後身村上皇ニ其ノ味ヲ示シ 五月十四日 上皇ニ其ノ味ヲ示シ
時ニ其ノ味ヲ示シ 身村ノ林南寺ニ其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 大和 近江外ノ國ニ其
ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ
近頃 關東ノ雲田ノ種ニテ天下ノ政ヲ行カス 將軍猶勿種ニテ其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ
教命ニ依リ 新ノ都 新ノ都ニテ其ノ味ヲ示シ 皇意ヲ慕ヒ 之ノ政道ニ論ニ其
ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ
國ノ守護人ニ其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ
新ニテ 大日本史
當樂勤王ノ士ノ所在 齋藤ノ皇軍ニ其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ
其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ 其ノ味ヲ示シ

此時吉野、高野、山家、後、何、ニ、事、加、皇、室、為、奮、闘、シ、タ、ル、
主、ト、シ、テ、皇、族、軍、ヲ、ア、ラ、シ、ク、サ、レ、戦、ハ、終、リ、後、ヲ、ハ、天、皇、ノ、一、人、深、慮、上、記、
ノ、如、ク、皇、族、ノ、逃、避、シ、テ、皇、室、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、別、守、シ、テ、家、ヲ、守、ル、此、時、
功、績、ヲ、鮮、明、ニ、示、シ、テ、抽、出、シ、タ、ル、間、事、時、方、々、何、方、陣、營、在、リ、間、詔、書、
函、社、ノ、評、議、ノ、領、地、ノ、寄、進、シ、タ、ル、官、軍、時、方、々、忠、告、ヲ、書、シ、レ、リ、加、賀、郡、神、社、ノ、神、久、ヤ、林、
間、ノ、深、淵、ヲ、日、本、神、社、ノ、時、方、々、命、ヲ、リ、放、棄、シ、成、ク、程、ヲ、ア、リ、
勝、リ、官、軍、ノ、多、ク、シ、タ、ル、ト、シ、テ、皇、室、ノ、言、議、出、テ、抽、出、シ、タ、ル、我、皇、族、出、陣、シ、兵、士、連、々、
今、日、ノ、至、リ、ニ、何、方、事、業、終、ル、所、沙、汰、ノ、漏、シ、シ、テ、何、方、如、行、ハ、故、ク、何、方、事、業、ヲ、
〇、事、業、後、ノ、吉、野、ト、高、野、

承久後、吉野、高野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、別、守、シ、テ、家、ヲ、守、ル、
下、ノ、故、ヲ、ハ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、別、守、シ、テ、家、ヲ、守、ル、
一、事、業、後、ノ、吉、野、ト、高、野、

ノ、語、ヲ、高、野、山、家、ノ、侵、入、シ、テ、在、國、ノ、大、澤、奥、院、橋、下、ニ、吉、野、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、
ノ、故、ヲ、ハ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、別、守、シ、テ、家、ヲ、守、ル、
依、テ、承、久、元、年、春、吉、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、
ノ、橋、中、切、言、ハ、行、陣、之、ヲ、裁、断、シ、テ、高、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、
投、出、シ、タ、ル、ノ、金、部、ノ、中、軍、ノ、非、難、ヲ、リ、ノ、判、決、シ、テ、高、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、
タ、ノ、何、方、事、業、中、軍、外、方、面、拾、地、ノ、使、者、ノ、間、地、派、遣、シ、テ、所、在、吉、野、橋、下、
新、行、方、陣、營、又、ハ、高、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、
ヤ、リ、橋、門、政、治、家、連、ノ、路、路、ヲ、斷、リ、シ、テ、高、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、
赴、リ、シ、牛、塚、ノ、雨、山、ノ、山、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、別、守、シ、テ、家、ヲ、守、ル、
カ、部、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、別、守、シ、テ、家、ヲ、守、ル、
承、久、後、吉、野、高、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、
承、久、後、吉、野、高、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、
承、久、後、吉、野、高、野、ノ、事、業、ヲ、終、ル、ニ、シ、テ、皇、族、ノ、一、人、及、レ、テ、領、人、不、得、ノ、間、

一統の事... 三浦... 勳... 方... 一... 柳...
 三浦... 勳... 方... 一... 柳...
 勳... 方... 一... 柳...
 方... 一... 柳...
 一... 柳...
 柳...

南朝... 三浦...
 三浦...

南朝... 三浦...
 三浦...

三浦... 三浦...
 三浦...

三浦... 三浦...
 三浦...

三浦... 三浦...
 三浦...

寺の... 南加

寺の...

寺の...

寺の... 南加

寺の... 南加

寺の... 南加

寺の... 南加

寺の... 南加

寺の... 大場...

○... 寺...

是利一様、政持と美名と... 寺...

正平三年... 寺... 南加

○... 寺...

正平七年... 寺... 南加

ツラヤチ末。 寺僧軍の馬蹄の印を所、船の急な鳴りも、城の急な我軍の人の
二鳴り、水馬、往つ所トモ我ノ船也ト云リナク。

源氏経行、行つ天子ノ意シ。 カンガケイノカンガマカントナリ我を思行ハリ。

西塔ノ武蔵守ノサイタウカウ、トナリ、身置上、シムロー(就守)アリ、行ノ奉

テ部將、ケライ格(小返表)アリ、彼等ヲ信仰ノフトケ(佛)アリ、持師、タイ

シヤラ(大持)アリ我を思行、我思ハリ、天の山ア、クロー(九郎)ノ大辨ア、クロー(九郎)

表)アリ、相持アリ、着替アリ、白旗アリ

素天ノ、俗俗、習俗、言語、傳説、其性ニシテ我國合時代ノクレ、何ヤヤ似トナリ

アリ、源氏經主候ツツ今、素天ノ入ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

シムニロシ格昂、日本格、昔格ノ千々事、正相違ハカス、新所トモ

ハ素天思行アリ、一セツ格、依今ノ言アリ、(言言、能行一ニ)

。 寺僧軍の馬蹄

有田郡那須村去見の昔前ノ噂言、シムノ谷ト、カシノ子アリ、 陸内ノ林間四所中ノカニ

向ハ成アリ、之モ源氏ノ地又ハ花折ノ地トモ言ハレ、素天ノ入ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

ノ被け入リ、我思アリ。 上ノ古傳ノ言ハ、素天ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

カシノ子アリ、

素天ノ入ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

且日麻法主ト申シ、陸内ノ源氏ノ地トモ言ハレ、素天ノ入ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

五道以ケ、紀伊、大和、河内、丹波、淡路、土佐、集メ、一隊隊ヲ據リ、 九家大ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

留山持剛入道、國ノ者ヲ下シ、一ノ、陸内ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

水ノ、素天ノ細里合洲及ヤ城攻トモテ

ノ、陸内ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

之、三ノ九月、島上ノ、素天ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

ノ、陸内ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

日、四ノ、陸内ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

王、素天ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

素天ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

素天ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

素天ノ我を思行ハリ、且細里合洲及ヤ城攻トモテ

四半間の外紀外を根家也之孫軍奮闘を傳へられたものである。
古身は塔の傍に碑を立てた。清津津波落の或日のこと、半井日と書か何れか
不眼を著し、鏡を持ちて同じに死し、人あり是れ是れ其有るべき持する
鏡と物とを各書い何字と信傳と。菊叶の朝を傳りて其の間に何と申し一葉と
と云也。

井内向田村

井内向田村の古くからの家系、牛乳を賣るは其の業と云ふ。一は土人其業に
餘りて其の業を以て其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。
此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。

此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。
此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。

此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。
此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。

明治三十七年。伊予田信解の調査の結果、明治三十八年六月三日陸防隊
幕の首尾を調査せられた。其の事蹟を五つと云ふ。本隊史蹟調査報告書に於
て有る。果は多事事あり新事柄、文苑の幕を以て其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。
此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。

此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。
此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。

此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。
此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。此の業は其の業と云ふ。

熊野神社(皇幸行状)

島良御筆

上皇御幸
天皇御幸

人皇第七十二代白河天皇永保元年

九月十六日 権陰陽博士有行、熊野詣勅文を以て来た、其日

十七日精進始め、二十一日出京、十月五日奉幣御燈

九月十七日 南隣六屋精進始

同日 鷺嶋出京、桂川の邊に到り解陸、山崎に乘船、石清

木八幡宮参詣の後、櫻津國三島江に初泊、

同日 天玉寺に参詣、佐吉に奉幣、和泉郷に初泊、

同日 和泉國府に参詣、

同日 日根王子に奉幣、

同日 紀伊國雄山口に参詣、

九月廿六日 日前因患言小奉殿中し其様白し至り

九月廿七日 在田郡勸学院に在り

同 廿八日 在田と日方の邊に奉養山中に在り

同 廿九日 日方郡塩屋に在り

同 卅日 同郡岩代に在り

十月一日 乗船大島灣に在り、公事等三柳村に留り

同 二日 同郡湯尾に在り

同 四日 内海川に留り

同 五日 この日奉言に在り、先づ三日無川に解除の後古、修理別

當務深方に在り、申刻三所の端前を奉養、終つて津原に帰

を修り、又任供養を行ふ

同 六日 帰途

同 十三日 京着、給養社の奉養を終つて高所を帰る(終)

奉養の終つて十月一日大島灣に奉養あり、奉養の終つて、大島灣に在り

奉養の終つて、奉養の終つて、奉養の終つて、奉養の終つて

奉養の終つて、奉養の終つて、奉養の終つて、奉養の終つて

町政問題を加へた 型破りの祝詞

田邊町毛利助役が奏したとて
西郡神職會が憤然起つ

去る十月十七日田邊町湊村社通
神祇大祭に際し、毛利助役が祝詞
した毛利田邊町助役の奏せる祝詞
文が町政問題を加へた極端に型破
りのものであつたといふので西郡
神職會が怒り出し神の會殿を
冒瀆するものとして當日の祭典は
異變のため終せざるものとして
近く陳謝祭を執行した上で改めて
再度の祭典をなす模様であるが、
神職會では既に報告してその指押
を仰ぐことになつた、右について
山村町神職會長は語る

去る四日大祭の配席式を際で行
つた際の参列の神職が話し合つ
てゐたのをちと耳にした程度
でまだ受持神職の根柢社掌から
報告がなく事實左様のことであ
つたかどうかもこちらではわか
らない、あの場合の祝詞は内務
省令で規定してをり前もつて受
持神職とも打合を行つてゐるべ
きで万一型破りの祝詞を奏した
とすれば重大問題である、事實
左様のことがあつたとしても全
國にも例のないほどと想像も
出来ないことであつた報告を受け
てから慎重攻究の上でなければ
縣としての態度はきめられない

昭和八年八月十七日

三百万年前の 植物の化石？

群場東大教授が調査の
龜甲型の怪石？

西郡東郡栗川村大字
北郡東郡に産する龜甲型
様ならびに波状、渦状の標本
のある不眠産石については
中郡三河庄の案内で現物を詳
細に調査の結果、さらに多数
の怪石を發見し群場博士も非

常に興味あるものとして研究
資料を蒐集し調査したが同博士
の意見では
龜甲型のもは植物の化石
波状渦状のもは動物の化
石といつても三百万年前の
ものでなからうかとのこと
でこれによく似たのがイタ
リにあるが日本ではこゝよ
りほかにない珍しいもの
で文部省の天然記念物とす
ることも結構だが全山を指
定せず一部分は學界研究の
資料集積地として残してお
いてほしいとのことで近く
研究の結果を發表のはすだ
ある

ナニヤハ明神 坂前山ニ奉斎スル、神基ニ高野存マ
外ニ後宮傳都ニ送給スル 此ノ外ノ思立領ノ都立ニサノ彌ノ傳都ノ懸ニ
カキテハツリガ人ヲ感シテ彌ノ傳都ノ懸ニ
(此ノ外ノ懸ニ)

